

平成28年度から個人住民税の 給与天引き（特別徴収）を 徹底します

固税務課 ☎(50)1242

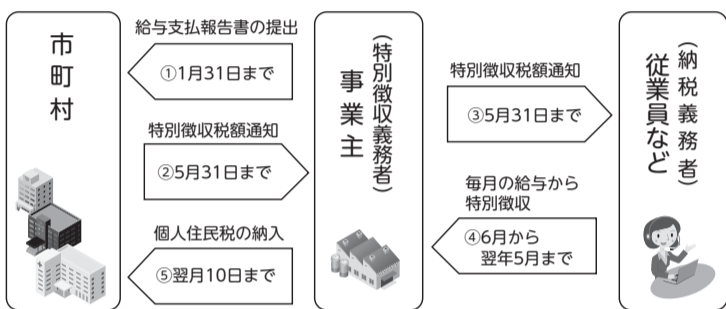
個人住民税は、前年中に一定の所得があり、1月1日に市内に住所のある人にかかる税金です。特別徴収とは、事業主（給与支払者）が毎月の給与から住民税を天引きし、従業員（納税義務者）に代わって市町村に納入する制度です。所得税を源泉徴収する義務がある事業主には個人住民税を特別徴収する義務があります。

従業員の皆さんの メリット

- 金融機関へ納税に向く手間を省くことができます
- 特別徴収の納期は年12回のため、納税通知書による納付（原則年4回）に比べ1回当たりの納税額が少なくて済みます
- 所得税のような、税額の計算や年末調整をする必要がありません

○従業員が常時10人未満の場合、市の承認を受け年12回の納入を年2回とすることができます

特別徴収の流れ



家庭用浄水器の 設置費用に補助金を交付

固環境安全課 ☎(50)1248

市では、飲料水用の井戸水の亜硝酸態窒素、硝酸態窒素および亜硝酸態窒素、ヒ素、トリクロロエチレンの項目のいずれかが水質基準に適合しない場合、家庭用浄水器を設置する個人を対象に、設置費用の一部を助成しています。

補助を希望する人には、申請に必要な書類や水質検査などの説明をしますので、浄水器を設置する前に問い合わせください。

■補助対象者 補助対象区域で飲料水用の井戸を使用する個人。

■補助対象区域 上水道の給水区域以外の区域です。ただし、給水区域内であっても当分の間水道の整備が見込まれない区域は補助対象とします。

■補助対象浄水器 亜硝酸態窒素、硝酸態窒素および亜硝酸態窒素、ヒ素、トリクロロエチレンの除去について、水質基準に適合する性能を有する浄水器。

■補助金額・補助基数 浄水器の設置に要した費用（工事費含む）の2分の1以内で10万円を補助限度とし、補助基数は1世帯につき1基です。ただし、算出した額に1,000円未満の額がある場合は、1,000円未満を切り捨てた額とします。

農地の貸借を円滑に

農地利用集積円滑化事業を 活用しましょう

固農政課 ☎(50)1258

この事業は、農地利用集積円滑化団体として香取市が行うもので、市が仲介役となることで、安心して農用地の貸



し付け・借り受けができます。今まで行われていた農地売買等事業（規模縮小や離農を考える農家から市が農地を借り受け、規模拡大を目指す農家に貸し付ける）と、農地所有者代理事業（農地の所有者と委任代理契約を結ぶことで、農地の借り手をお任せし、農地の貸借などの契約までを代理で行うもの）の2つの方法から選ぶことができます。現在、市内の事業実績として、775haの貸借を行っています。詳しい内容は、問い合わせください。

違反建築防止週間

10月11日(土)～17日(金)

固都市整備課 ☎(50)1214

10月11日(土)から17日(金)まで、違反建築防止週間です。この週間には、県下一斉公開建築パトロールが実施されます。

建築基準法では、建物の安全性を確保し、私たちの生命や健康、財産を守るため、建物の敷地や構造などに関するさまざまな基準を定めています。建物を建てる場合は、建築

基準法などの法令で定める基準や手続きを守り、適正に工事を進めましょう。

また、工事が完了したときは、その建物が法令に基づき安全なものであるか検査を受けましょう。

この機会に、建物が法令に適合しているか建築士に相談するなどの点検の検討をお願いします。

家屋滅失届のお願い

固税務課 ☎(50)1223

固定資産税は、毎年1月1日を賦課期日として納める市税です。



年の途中で家屋を取り壊した場合には、その年度分の固定資産税額の変更はありませんが、届け出がないと翌年度以降の固定資産税が適正に課税されません。

家屋の全部または一部を取り壊したときは、「家屋滅失届」を税務課へ届け出てください。

法人市民税法人税割の 税率が引き下げ

固税務課 ☎(50)1242

12.3%から9.7%へ

地方法人税（国税）の創設に伴う税制改正により、法人市民税法人税割の税率が次のとおり引き下げになります。

■10月1日以後に開始する事業年度の法人税割の税率 9.7%（改正前12.3%）

※今回の改正に伴い、10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告にかかる法人税割額は、前事業年度の法人税割額の4.7÷前事業年度の月数（通常は6÷前事業年度の月数）となります

休日納税相談

固税務課 ☎(50)1205

市税の休日納税相談を実施します。

■日時 10月26日、11月30日、12月14日、平成27年1月25日、2月22日、3月29日
いずれも日曜日 8時30分～16時30分

■場所 税務課

便利で確実 口座振替

口座振替を申し込むと、金融機関窓口やコンビニへ出向く必要がなく、納付忘れもないため、とても便利で確実です。金融機関、税務課、各支所の窓口などで申し込みください。